

○南伊勢町地域公共交通会議設置要綱

平成18年12月20日

告示第61号

改正 平成23年6月3日告示第32号

平成24年3月28日告示第20号

平成24年5月7日告示第30号

平成26年4月1日告示第53号

平成27年9月14日告示第35号

平成30年6月22日告示第55号

平成30年10月18日告示第81号

(目的)

第1条 南伊勢町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域公共交通会議として、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 形成計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 形成計画の実施に関する事項
- (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、20名以内とする。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (5) 住民の代表

- (6) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
 - (7) 道路管理者、警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者
- (運営)

第4条 交通会議に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、委員の中から町長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 5 会長に事故その他の事由により支障があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 交通会議の議決の方法は、出席者(代理人を含む。)の過半数をもって決し、賛否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 交通会議の庶務は、環境生活課において処理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 町長が必要と認めるときは、委員の任期を短縮し、又は延長することができる。
- 3 公職の故をもって委員となった者の任期は、その職にある期間とする。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集等)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員は委任状により代理者を出席させることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、円滑な協議を行うため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、会長が指名する者で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、南伊勢町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南伊勢町条例第46号)の定めるところにより支給する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平成23年6月3日告示第32号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第20号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月7日告示第30号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第53号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月14日告示第35号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月22日告示第55号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に委嘱される委員について適用する。

附 則(平成30年10月18日告示第81号)

この告示は、公布の日から施行する。